報を守ります

行政課 ☎6◆1155



10年10月1日から始まりました。 要なルールを定めたもので、平成 た個人情報の取り扱いに関して必 ために、市が職務上収集・取得し 皆さんのプライバシーを保護する 今日、 個人情報保護制度とは、市民の インターネットなどの普

17年4月1日から、個人情報保護 プライバシーを守るために、平成 んの個人情報をより一層保護し ような状況を踏まえ、市民の皆さ 害を受ける恐れがあります。この 正に利用された場合は、深刻な被 います。 ちの生活はたいへん便利になって ざまなサービスが提供され、私た 及により個人情報を利用したさま 条例が改正されました。 その反面、個人情報が不

個人情報とは

をいいます。 具体的には、氏名、住所、生年月 人が特定できるものをいいます。 個人に関する情報であって、本 職業、学歴、 収入、財産など

個人情報3つのルール

を取り扱っています。 基に、市民の皆さんの個 市では、次の3つのル |人情 1 ル 報 を

ルール1 個人情報の収集

- 収集目的をはっきりさせ、必要 のない情報は収集しません。
- 個人情報を取り扱う事務は、 覧できます。 各課が登録をし、 行政課で閲

ルール2 個人情報の利用・提供

収集の目的の範囲内で、 報の利用や提供を行います。 個人情

ルール3 個人情報の管理

- ・市が保有している個人情報を、 個人情報を漏らしたり、なくし 正確かつ最新の情報に保ちます。 たりしないように保管します。
- 改正されたところ個人情報保護条例で

を見ること(閲覧)、訂正、 請求することができました。この 今までの制度でも、自分の情報 削除を

> る場合は、その利用・提供の停止 権利に加え、収集や利用・提供の 処罰されるようになりました。改 情報を不当に漏らした場合には、 を請求することができるように ルールに違反した個人情報があ 正した項目は次のとおりです。 なりました。また、管理者が個人

個人情報の利用停止の請求

となります)。 収集や利用および提供のルール 説明する書類の提出などが必要 提供のルールに違反することを できます(請求者は、収集や利用・ は、その利用や提供の停止を請求 に違反している情報があるとき 閲覧した自分に関する情報に、

個人情報の削除の請求

必要となります)。 収集や利用のルールに違反して とを説明する書類などの提出 集や利用のルールに違反するこ 除を請求できます(請求者は、収 いる情報があるときは、その削 閲覧した自分に関する情報に、 が

> が、正当な理由もないのに市が 取り扱う事務の委託を受けた者 保有している個人情報を第三者 罰則が設けられました 市職員や、 市から個人情

報

苦情の申し出

されるようになりました。 に提供した場合などには、

申し出ていただくほか、 ときには、問題の事業者に直接 者の保有する自分に関する情報 談できるようになりました。 の取り扱いについて苦情がある でも苦情の申し出ができます。 について苦情のある方は、 平成17年4月1日から、 が行う個人情報の取り扱 市に相 事業 だれ V

苦情相談の窓口

館4階の行政課(な 相談の窓口は、市役所新 個人情報に関する苦情 155)です。 66 •

文が掲載してあります。 ww.city.gamagori.aichi.jp/) に全 蒲郡市のホームページ (http://w 個 |人情報保護条例については、